

件名	錯誤捕獲したツキノワグマについて
受付日	平成30年8月13日
ご意見・ご提案の概要	<p>錯誤捕獲されたツキノワグマは放獣が原則であるが、岐阜県の放獣体制はどうなっているのか教えてほしい。</p> <p>環境省のサイトにおいて、「くくりわなを設置した付近でクマ類の生息が確認された場合は、くくりわなを移動する、あるいは設置を中止する。」となっているが順守されているのか。</p>
県の考え方	<p>県では、ツキノワグマによる人身被害の未然防止を最優先に対応しています。捕獲地域や放獣先の住民が合意していること、捕獲地及び放獣地周辺に人家がなく、人の出入りを制限できること等の体制が整った場合に放獣を行うこととしています。</p> <p>県内の山林ほぼ全域においてツキノワグマが出没する可能性があることから、農林産物に被害を及ぼす鳥獣を捕獲する際には、ツキノワグマを誘引する要因を除去し、錯誤捕獲に細心の注意を払うよう市町村に周知しています。</p> <p>錯誤捕獲が発生した場合には、市町村が捕獲方法やわな設置地点等の変更、捕獲の中止を検討することとしています。</p>
担当課	環境生活部 環境企画課